

# 御殿場市児童相談システム導入業務仕様書

## 1. 業務名

御殿場市児童家庭相談システム導入業務

## 2. 目的

児童家庭相談業務において、現在、管理記録及び各種会議資料等はエクセルや紙媒体等で管理している。増加する複雑な相談への対応をより一層強化するため、新たな管理システムを導入し各種業務の作業効率の向上及び個々の事例における連携強化が必要となってきた。

## 3. 業務の期間

構築期間：契約締結日から令和9年2月28日まで

運用開始：令和9年3月1日からを予定（運用開始までに操作研修を実施すること）

## 4. システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

(1) 職員が利用しやすい画面設計およびWebシステムであること。

利用するブラウザはMicrosoft EdgeおよびGoogle Chromeとする。（SBC方式「サーバーベースコンピューティング方式」は不可）

(2) ユーザーをIDおよびパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。

(3) システム稼働後、平日（月曜から金曜）の午前8時30分から午後5時30分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること。

(4) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できるシステムであること。

(5) 本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものは全て含めること。

## 5. 業務内容

(1) システムの業務範囲

① 児童家庭相談システムの構築

(ア) システム導入に係る要件定義・設計、開発・テスト、パッケージシステムの導入や環境設定、操作や運用研修を行うこと。

(イ) 本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。

(ウ) 本システムが稼働する業務サーバーおよびクライアント端末に対し、必要な設定作業を行うこと。

## ② システム運用保守

システム稼働日時は365日24時間とする。

保守契約期間は導入後60か月とし、以下の保守対応を行うこと。

(ア) 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。

(イ) システムの安定稼働のために必要なサーバー等のハードウェア保守、システム保守、運用支援を行うこと。

(ウ) システム保守には軽微な法・制度改正に伴うシステム改修を含むこと。なお、大規模な法・制度改正については別途協議とする。

※ここでいう「大規模法制度改正」とは、法制度の新設あるいは抜本的な改正に伴い、通常のバージョンアップでは更新が実施できない程度的大幅な変更が必要であると合理的に判断される場合とし、その場合の対応は、最も費用縮減が図れる手法を選択し、さらに同規模団体における事例を考慮して決定する。

(エ) 法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。

(オ) ソフトウェアの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。

(カ) システムに関する問合せ専用窓口を設置することで窓口を一本化すること。

## (2) システムの前提条件

ハードウェアについては、システムに必要な性能・拡張性・信頼性が高い構成とすること。

ハードウェアについては、事業者にて提案した機器構成の調達まで含む為、受託者がハードウェア保守できる機器を選択・導入すること。

### ① サーバーの要件

(ア) 特定のハードウェアに依存せず一般的に市販されている汎用的なサーバー上で動作すること。

(イ) 利用者数や端末数に見合う処理性能の構成とし、業務データ保全の観点からも障害等を考慮した冗長化対策を施すこと。

(ウ) 各種ミドルウェア（データベース、Webサーバー、スクリプト言語など）はグローバルスタンダードなソフトウェアを採用すること。（企業独自のミドルウェアは不可）

(エ) 業務データや操作ログなどのバックアップが取得できること。

(オ) 一時的な停電に対応できるように無停電電源装置（UPS）を備えること。UPSからの電力供給時間内にシステムの自動停止が行えること。供給電力の回復時にはシステムの自動再起動が行えること。

(カ) システム利用期間は最低5年間を想定すること。

(キ) 導入するサーバーの台数は次の通りとする。

1. 業務サーバー × 1台

(ク) 原則クラウド環境とするが、オンプレミス環境が機能面や提案事項等の理由により適している場合は、オンプレミス環境でも可とする。クラウドの場合は、扱う情報資産の内容からガバメントクラウド若しくはISMAP、ISMAP-LIUに登録されたものとする。なお、データベースなどのミドルウェアについては提案者が必要になるソフトウェア製品を提案すること。

OSライセンスなど業務システムの利用に際し、必要になるライセンスや周辺機器などを全て含むこと。(クライアントアクセスライセンス(CAL)については本市で所有しているため本業務には含めない)

② クライアントの要件

クライアントについては既設のものを使用すること。

(ア)各課が使用するクライアントの台数は次の通りである。

1. クライアント × 15台

(イ)既設のクライアントの仕様および主なソフトウェア製品は次の通りである。

項目	仕様・製品名など
クライアント形状	デスクトップ
OS	Win11 Pro 24H2
CPU	Intel Celeron G3900T
メモリー	4GB
ストレージ	128GB
オフィス製品ソフトウェア	Microsoft Office 2021
マウス	光学式マウス

③ ネットワークの要件

(ア)現行の基幹系(マイナンバー利用事務系)ネットワークを使用し、システムを構築すること。

(イ)TCP/IPプロトコルを基本とし、ミドルウェアに依存する独自プロトコルを使用しないこと。

④ 機器設置・調整

導入する全ての機器の設置・調整を行い、システム稼働に必要な設定を施した上で動作確認すること。

(ア)設置作業

当市が配備した各機器への電源を使用し、必要な設置作業を行うこと。受託者は設置に必要な電源緒元などの情報を事前に提供すること。

(イ)サーバーラック

当市が指定する既設のサーバーラック(19インチ30Uモデル)へサーバー関連機器を収納・設置することを前提とし、ラック内の配線に必要な長さのケーブル類を用意すること。空きスペースとして最大サーバー5ユニット、UPS2ユニットを想定している。

(ウ)サーバーコンソール

当市が指定する既設のコンソールとキーボードやマウスとサーバーを接続すること。接続用のケーブルは当市が提供する。

(エ)ネットワーク機器

設置先のサーバーラック内に搭載するにあたり必要なLANケーブル等のネットワーク機器については当市から提供するものとする。

⑤ システム利用者と利用時間

(ア)システム利用者・端末数

同時利用のユーザー数は最大で端末の台数までを可能とすること。

システムを利用する登録可能な人数は端末の台数によらず利用する職員の増大を見込んで登録できること。

なお、現在想定する端末数と利用者数および利用場所は下記の通りです。

① 御殿場市子育て支援課

端末数：11台 利用者人数：11名

② 御殿場市健康推進課

端末数：4台 利用者人数：5名

(イ)システムの稼働時間帯

原則として24時間365日稼働とする。(サーバーの再起動、メンテナンス時間を除く)

⑥ 現在の業務データ量

(ア)当事者情報

児童件数：約500件 管理方法：エクセルファイル

ケース情報

件数：約300件 管理方法：エクセルファイル

## 6. 業務要件

### ① システム要件

本システムにおける機能要件への基本的な考え方は以下の通りとし、詳細な要件については、要件定義・基本設計の工程において受託者と協議の上、決定する。

(ア)機能要件

本システムの利用条件(利用者数や利用時間帯)を考慮し、繁忙時においても円滑に業務運用ができる安定したシステム機能が確保できること。また、当市が要求する機能要件を充足すること。(別紙、「児童家庭相談システム機能要件適合表(案)」を参照のこと)

### ② 業務データ保存要件

(ア)システム利用期間中において要保護児童に関する各種情報は継続して保存すること。

(イ)システム利用期間(5年間)経過後の業務データの増加を考慮したシステム構成を提案すること。

## 7. 操作研修の実施、操作説明書の提供

システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を当市が用意する施設にて実施すること。なお、研修には本システムを利用すること。

### (1) システム操作研修テキスト(マニュアル)の提供

① システム操作方法を記載した操作マニュアルを作成し、提供すること。

② システムに関する専門的な知識を有さない者に対しても、最適なマニュアルを採用すること。

③ 下記、利用者・管理者向け操作研修で使用するテキストは対象者分の部数を準備すること。

また、その作成を受託者の負担で行うこと。

### (2) 利用者向け操作研修

- 対象者 15名程度 時間数 半日程度2回を想定  
(3) 管理者向け操作研修  
対象者 3名程度 時間数 半日程度1回を想定

#### 8. セキュリティ要件

- (1) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守するとともに、「個人情報等の取扱いに関する事項」及び「御殿場市情報セキュリティポリシー」に基づき業務を行うこと。

#### 9. その他事項

- (1) 事業者決定後、速やかに導入工程等について、本市と協議し、承認を得たうえで、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本市と協議を行うこと。
- (2) 導入に関する仕様書一式及びこれが記録された**CD-R**を納品すること。
- (3) 本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本市の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項は、本市と受注者で協議すること。
- (5) 本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と受注者で協議すること。
- (6) 導入作業において、問題が生じた場合は、子育て支援課の担当者、デジタル戦略課と協議の上、その指示に従うこと。
- (7) 本業務における労働災害時の労災保険の適用は、受託者の保険とすること。
- (8) 本業務の履行に必要な機器類、消耗品等は、特別の定めのない限り、全て受託者の負担とし、本市の資産等を使う場合は、事前に協議すること。
- (9) 本市の施設内において、この業務に必要な光熱水費は、本市が負担する。
- (10) 受託者は、この業務の履行中において本市又は第三者に害を及ぼした場合、本市又は第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。
- (11) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による不良個所が発見されたときは、本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (12) 受託者は、本市の条例、規則及び関係法令等を遵守しなければならない。
- (13) 天災（地震を含む。）、その他不可抗力（戦争行為を除く。）により、物件が滅失又は損傷した場合の負担については、本市と受託者で協議の上決定する。
- (14) 受託者が本市又は関係者と協議を行った場合は、受託者が議事録を作成し、これを本市担当者に報告を行うものとする。
- (15) システム更新時に移行用データを無償で出力すること。

以上